

(仮称) 三田児童館等複合施設整備方針(案)に対する パブリックコメント実施要領

1 目的

児童館及び放課後児童クラブの複合施設整備方針を策定するに当たり、市民の皆様
の意見等を聴取し、可能な限り意見を反映するため、厚木市市民参加条例第
6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

(仮称) 三田児童館等複合施設整備方針(案)

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ(4月1日号)への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載(4月1日から)
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 整備方針(案)の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で4月1日から5月1日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は青少年課(電話 046-225-2581)に連絡し
てください。

- (1) 厚木シティプラザ6階青少年課
- (2) 市役所第二庁舎3階こども育成課
- (3) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (4) 各公民館・地区市民センター及び上荻野分館
- (5) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (6) 保健福祉センター
- (7) 中央図書館
- (8) あつぎ市民交流プラザ(アミューあつぎ6階)
- (9) 子育て支援センター「もみじの手」(アミューあつぎ8階)
- (10) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館
- (11) 三田児童館
- (12) 三田放課後児童クラブ
- (13) 三田小学校
- (14) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/seishonenka/8/45656.html>

5 意見等掲出期間

令和7年4月1日（火）から5月1日（木）まで

※ 郵送の場合は、5月1日までに必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人又は法人その他団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp142123-uofferofferList_detailtempSeq=92035

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア 厚木シティプラザ6階 青少年課の窓口へ直接提出

イ 市役所第二庁舎3階 こども育成課の窓口へ直接提出

ウ 次に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

（ア）市役所本庁舎3階市政情報コーナー

（イ）神奈川工科大学厚木市子ども科学館

（ウ）子育て支援センター「もみじの手」（アミューあつぎ8階）

エ 次に設置された「わたしの提案」の提案箱に投函

（ア）市役所本庁舎1階

（イ）各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

（ウ）本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

（エ）保健福祉センター

（オ）中央図書館

（カ）あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

（キ）三田児童館

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市健康こどもみらい部青少年課宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-9666

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 8700@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「(仮称) 三田児童館等複合施設整備方針(案) パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、(仮称) 三田児童館等複合施設整備方針の策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

（仮称）三田児童館等複合施設整備方針（案）

1 再整備の必要性

三田児童館は、市街化調整区域に立地し、昭和 42 年 2 月に建築され、厚木市内の児童館の中で最も古い児童館となります。公共施設個別施設計画では、三田児童館の目標耐用年数を建築後 60 年としており、令和 9 年度に建物の更新時期を迎えることから、適正な規模での建て替えを行うことを位置付けています。

また、当該児童館は、急傾斜地の土砂災害警戒区域内にあり、交通量の多い道路（市道 2－33 号線）のカーブに面した施設であることから、利用する児童の安全性に配慮し、早期の移転・再整備が求められています。

<概要>

年間利用者数	4,621 人【令和元（2019）年から令和 5（2023）年までの直近 5 年間の平均年間利用者数】	
開館日	359 日（休館日：年末年始 12/29～1/3）	
開館時間	月曜日から金曜日まで（休日を除く）	午後 1 時から午後 5 時まで
	上記以外の開館日	午前 10 時から午後 5 時まで
おひさまタイム	火、木曜日	午前 10 時から正午まで
建物概要	木造平屋建て	
延床面積	194.59 m ²	
各諸室	○事務室 10 m ² ○和室（12 畳） 19 m ² ○遊戯室 67 m ² ○図書室 13 m ² ○トイレほか旧調理室・管理人室	
敷地面積	1,352.76 m ² 【借地：三田八幡神社】	

2 地元からの要望

三田児童館運営委員会からは、主に次の理由から新たな場所への移転を前提とした建て替え要望がされています。

- ①建物の裏側が急傾斜地（イエローゾーン）である立地場所の危険性
- ②外壁の傷みや天井裏を通る水道管の不具合など施設の老朽化
- ③付近の道路が急坂・急カーブで交通事故の危険性

3 公共施設個別施設計画による集約化・複合化の検討

公共施設個別施設計画において、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び老人憩の家との複合化を検討することとしており、対象施設（三田児童館）の半径1km以内に立地している施設を適正配置検討施設として位置付けられていることなどを踏まえ、検討を行いました。

3-1 現三田児童館の半径1km以内に立地する施設

三田児童館から半径1km以内には、三田小学校、睦合中学校、睦合北公民館が立地している状況となります。

◆ 公共施設個別施設計画資料抜粋 ※策定時の資料を使用しています。



施設名称 (目標耐用年数)	建築 年度	築年 数	更新 時期	構造	延べ床 面積 (㎡)	敷地 面積 (㎡)	備考 (配置状況)
三田小学校 (80)	1973 (S 48)	51	2053 (R 35)	RC	8,108.14	24,078.00	
睦合中学校 (60)	1968 (S 43)	56	2028 (R 10)	RC	8,710.01	24,900.00	
睦合北公民館 (80)	1984 (S 59)	40	2064 (R 46)	RC	1,480.94	3,271.78	

3-2 小・中学校と児童館の複合化に対する基本的な考え方

児童館の再整備にあたり、令和4年度に公共施設最適化基本計画等に基づき、小・中学校と児童館との複合化に対する基本的な考え方を整理しました。基本的な考え方では、複合化した際の効果を踏まえ、児童館及び小・中学校との複合化を行うこととしています。

◆ 厚木市公共施設最適化基本計画等に基づく小・中学校と児童館・老人憩の家との複合化について抜粋

児童館は、施設利用者の多くが児童であることから、施設の利便性向上、放課後の居場所づくりの充実の視点から、大きな効果が期待できることなどを踏まえ、小・中学校との複合化を行うこととしています。

なお、複合化に当たっては、既存施設が立地する学区や老朽化の状況などを踏まえて検討を行います。

3-3 小・中学校と児童館の複合化の検証

小・中学校と児童館の複合化に対する基本的な考え方に基づき、三田小学校及び睦合中学校について複合化の検証を行いました。

1 三田小学校との複合化



項目	評価	備考
立地環境	○	学校敷地のため良好
児童の利便性	○	利用者の多くが小学生であることから、直接来館等の運用ルールの整備によって、利便性の向上が更に期待できる。
地域コミュニティの形成の場	○	利用者の拡大や他学年を含む児童の交流の促進が期待できる。保護者間の交流の活発化につながり、地域に開かれた施設として期待できる。
児童の安全性	○	交通量の多い道路には面していない。学校と隣接していることで多くの方の目が届き、防犯面など児童の安心・安全につながる。
利用者の大半を占める小学生が通う三田小学校に隣接し、交通量の多い道路に面していないため、通い慣れた通学路を利用して行ける小学校との複合化が最適であると思われる。		

2 睦合中学校との複合化



項目	評価	備考
立地環境	○	学校敷地のため良好
児童の利便性	△	利用者の多くが小学生であることから、小学校敷地と比較して利便性が劣る。
地域コミュニティの形成の場	○	他学年を含む児童の交流の促進が期待できる。保護者間の交流の活発化につながり、地域に開かれた施設として期待できる。
児童の安全性	○	交通量の多い道路には面していない。学校と隣接していることで多くの方の目が届き、防犯面など児童の安心・安全につながる。

現在の児童館から遠くなることになり、児童館を利用している児童の利便性が低下すると思われる、地元の理解が得られにくい。

また、睦合中学校の近くには既に荻野新宿児童館があることから、近隣に2つの館がある必要性がない。

児童館を複合化する場合は、利用者のほとんどが小学生であることから、小学校との複合化を行うほうが、より大きな効果が期待される。

3-4 再整備の位置について

公共施設個別施設計画及び小・中学校と児童館との複合化に対する基本的な考え方を踏まえ検証した結果、三田小学校との複合化が最適であると判断しました。

3-5 複合化の手法（単独複合施設又は併設複合施設）

三田小学校との複合化については、次の理由より「併設複合施設」とします。

◆ 併設複合施設とする理由

- ①三田小学校は、公共施設個別施設計画の計画期間（令和3年度から令和14年度まで）において、校舎棟及び体育館の建て替えや長寿命化改修を予定しておらず、小学校の施設整備を前提とする「単独複合施設」を採用することは困難であること。
- ②令和5年4月21日の経営戦略会議において政策決定した先行事例「依知南及び緑ヶ丘小学校と中依知、王子及び緑ヶ丘児童館の複合化の手法について」において、「責任区分」、「運営ルール」、及び「セキュリティ対策」の3つの観点から定性的に評価した結果、児童館と小学校の複合化については「併設複合施設」が採用されたこと。

<参考：単独複合施設と併設複合施設の違い>

	単独複合施設	併設複合施設
定義	敷地に対し1つの建物が配置 また1つの建物に対し2つ以上の施設が配置されていること  小学校敷地	敷地に対し2つ以上の建物が異なる施設として配置されていること  小学校敷地 (隣接地を含む)

3-6 三田小学校への併設複合施設整備の場所について

「併設複合施設」とした場合、三田小学校敷地内に三田児童館を整備するスペースが必要となりますが、令和5年9月に教育委員会が策定した「厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針」に基づき、今後、児童の水泳事業は委託化され、小学校のプールが廃止する予定であることを踏まえ、三田小学校のプール跡地を再整備場所とします。

◆ 厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針抜粋

<プールの除却及び跡地利用>

利用しなくなった小学校のプールの除却については、他の校舎の工事などに合わせて実施することを含め検討します。

跡地利用については、学校ごとに検討することとしますが、駐車場、防災用備蓄倉庫、運動施設、広場などとして利用することや仮設校舎建築用の用地として活用することのほか、他の公共施設との関連性や学校施設周辺の環境整備などを含めて検討します。

◆ 再整備場所に関して

再整備場所	三田小学校プール跡地
所在地	三田 5 1 5
敷地面積	約 870 m ²

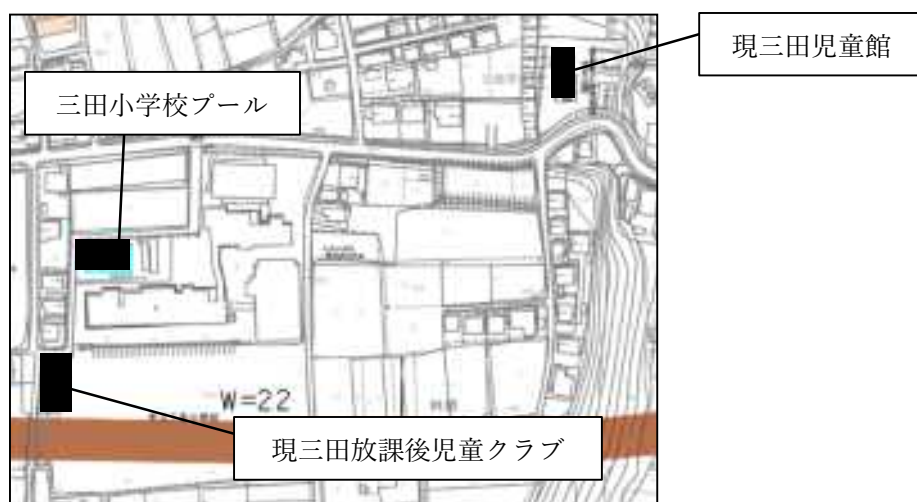
都市計画区域	市街化調整区域
建ぺい率	50%
容積率	100%

4 放課後児童クラブと児童館の複合化の検討

三田小学校の敷地には、三田児童館と同じくこどもの居場所である三田放課後児童クラブのプレハブ施設が設置されていますが、利用児童数に対して、施設の活動スペースが限られていることから、児童の受入に制限があり、年度当初に待機児童が生じることが課題となっています。

三田児童館の再整備に併せて、児童クラブの待機児童ゼロを目指し、三田児童館との複合化について検討します。

◆ 各施設の現況位置図



◆ 三田放課後児童クラブの概要

利用定員数	クラブⅠ：45人、クラブⅡ：45人 合計90人
開館日	日曜、祝日及び学校閉庁日（8/11～8/15 及び 12/28～1/3）を除く月～土曜
開館時間	月曜日～金曜日 放課後～19：00、土曜日・学校休業日 7：30～19：00
建物概要	クラブⅠ：軽量鉄骨造平家建、クラブⅡ：軽量鉄骨造2階建
延床面積	クラブⅠ：89.43 m ² 、クラブⅡ：1階 107.64 m ² 、2階 107.64 m ²
各諸室	クラブⅠ：児童占有スペース、玄関、トイレ、倉庫、流し場 クラブⅡ：1階 学校用倉庫 2階 児童占有スペース、廊下、トイレ、給湯室、倉庫、手洗場
敷地面積	クラブⅠ：89.43 m ² 、クラブⅡ：107.64 m ²

◆ 三田放課後児童クラブを整備する理由等

- ①市立放課後児童クラブは、現在各小学校の教室等を利用し運営をしていますが、三田小学校では校舎内に使用できる教室がなく、敷地内にプレハブ施設を設置し運営しています。
- ②市内のうち三田小学校は児童クラブの利用希望者が多く、2クラブを運営していますが、現在の状況や児童推計を踏まえると、現在のスペースでは毎年、待機児童が発生することが想定されます。
- ③クラブⅠは平成15年3月築、クラブⅡは平成20年3月築で平成25年3月にリース期間満了によって無償譲渡されていますが、老朽化も進み、また、クラブⅡの1階部分は学校所有の体育器具庫であり、増改築が難しい状況です。
- ④放課後児童クラブと児童館を複合化することによって、一体的にこどもの居場所づくりを実現することができます。

5 (仮称)三田児童館等複合施設整備において想定する規模

施設の規模については、主な利用者である三田小学校児童数、現三田児童館及び現三田放課後児童クラブの施設状況や利用者数などを基に、必要な敷地・延床面積を想定しています。

また、国が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブにおける必要面積については児童一人当たり1.65㎡以上が望ましいことも踏まえ、建物構造や内装、各諸室などについて「(仮称)三田児童館等複合施設建設委員会」と協議を図りながら、利用者である児童の利便性や安全性等を考慮し検討します。

整備に当たっては、三田小学校敷地内に整備するため、運営方法や小学校との在り方などについて、三田小学校や教育委員会とも連携し、協議を図っていきます。

	三田小学校 プール跡地	必要面積		
		児童館	児童クラブ	共用
敷地面積	約 870 ㎡	約 200 ㎡	約 165 ㎡	約 35 ㎡
延床面積				

※ 敷地面積には、建物以外に駐車場整備を想定しています。

※ 共用部分を除き、児童クラブの定員については、100人を想定しています。

6 スケジュール

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
(仮称)三田児童館等複合施設	→ 整備方針策定		→ 諸室等の協議		→ 新築工事、竣工式			
	→ 新築設計委託							
	→ 諸室等の協議							
三田小学校プール跡地		→ 敷地測量委託		→ 解体工事				
現三田児童館					→ 解体設計		→ 解体工事	
現三田放課後児童クラブ			→ 関係課等との協議					

7 現三田児童館及び現三田放課後児童クラブの跡地利用

三田小学校プール跡地への移転整備となることから、竣工までは現在の児童館及び放課後児童クラブを使用します。

（仮称）三田児童館等複合施設の供用開始後の現三田児童館の跡地利用については、借地である現状や既存建物の老朽化状況などを考慮しつつ、土地所有者への返還に向けて地域住民の御意見を伺いながら検討していきます。

なお、児童遊園及び現三田放課後児童クラブについては、施設所管課等と調整していきます。

8 厚木市立児童館条例の一部改正等

三田児童館の再整備に伴い、厚木市立児童館条例第2条における児童館の位置を改正する予定です。

また、三田放課後児童クラブについても同様に、厚木市立放課後児童クラブ条例第2条におけるクラブの位置を改正する予定です。

依知南及び緑ヶ丘小学校と中依知、王子及び緑ヶ丘児童館の 複合化の手法について

1 検討の経過

市立依知南小学校及び緑ヶ丘小学校の建替えに当たり、公共施設個別施設計画に位置付ける、複合化や集約化を検討する適正配置検討施設について検討した結果、小学校と児童館を複合化することで、施設の利便性の向上や児童の放課後の居場所づくりの充実が図られるほか、利用者の安全性の確保にもつながることなどのメリットがあることから、小学校と児童館との複合化の方向性を示す中依知、王子及び緑ヶ丘児童館再整備方針（以下「整備方針」という。）を令和5年3月に策定しました。

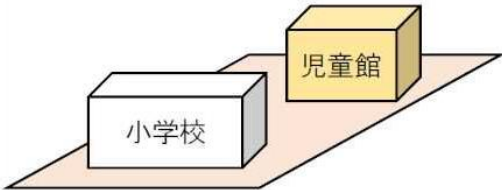
整備方針では、小学校と児童館を複合化することの方向性を示しており、複合化の手法（単独複合施設又は併設複合施設）については、市民の皆様からの御意見を参考にしながら、最も適切な手法を採用することとしています。

そこで、複合化の検討で整理した課題について、複合化の手法ごとに対応策を評価し、整備方針の策定に当たって実施したパブリックコメントの意見を参考に、複合化の手法の方向性をまとめました。

(1) 3つの課題

- ア 各施設の責任区分の明確化（責任区分）
- イ 複合化に伴い必要となる運営ルールの整理（運営ルール）
- ウ 安心・安全を確保するためのセキュリティ対策（セキュリティ対策）

(2) 整備方針で示している複合化の手法

	単独複合施設	併設複合施設
定義	敷地に対し1つの建物が配置 また1つの建物に対し2つ以上の施設が配置されていること  小学校敷地	敷地に対し2つ以上の建物が異なる施設として配置されていること  小学校敷地 (隣接地を含む)
実施時期	令和6年度に更新時期を迎える市立依知南小学校中央棟、令和7年度に更新時期を迎える市立緑ヶ丘小学校東棟の建て替えに併せて、周辺にある王子、緑ヶ丘及び中依知児童館の複合化を行います。	中依知、王子及び緑ヶ丘児童館の更新時期に併せて、周辺にある小学校への複合化を行います。

(3) 整備方針策定に係るパブリックコメントにおける複合化の手法に対する主な意見

- ・併設にすると運動場が狭くなり死角が増える。
- ・単独複合化する場合でも、学校と児童館のフロアは分けて、学校とは別の入口を設置した方がよい。
- ・現在の厚木北児童館と厚木小学校が良い事例
- ・学校と同じ建物だと、学校に少し苦手意識のある子が、児童館を利用しにくくなる。
- ・学校側の負担が増えるため、働き方改革の観点から、あくまで別のものということをハッキリさせた方がいい。
- ・児童館に問い合わせるべきことも、学校に連絡が来て、学校に本来必要のない業務が増える。
- ・単独複合だと下校後などに学校内に侵入したり、忘れ物を取りに入ってくる子が増え、トラブルが増える。

2 複合化の手法の評価と方向性

(1) 複合化の手法の定性的な評価

課題	単独複合施設	併設複合施設
課題①責任区分 異なる機能を学校に一体的に配置することになり、各施設の開閉館の時間や管理主体が異なることから、役割分担や責任の区分をあらかじめ明確にしておく必要がある。	○	○
	児童館の運営のルールを整備することで、学校と児童館の役割分担や責任区分を明確にすることができる。また、学校と児童館との定期的な調整会議を開催するなどの連携を図ることで、適切な対応につなげることができる。	
課題②運営ルール 児童館の利用対象者は、18歳未満の者となっているため、児童・生徒以外の18歳未満の者の利用を想定した運営ルールを整理する必要がある。	△	○
	学校教育を優先した運営ルールを整理する中で、施設利用や問い合わせ方法等を詳細に決めておく必要があり、それにより利用者の利便性の低下につながる場合がある。	別棟として整備することで一定の独立性が確保されるため、これまでどおりの利用を継続することができる。また、利用者にとっても、役割分担などが分かりやすく、教職員への負担にはつながらないといった効果も見込むことができる。
課題③セキュリティ対策 児童・生徒の学習環境を阻害することがないよう、諸室の配置や動線に工夫が求められる。	△	○
	セキュリティ対策について検討を行ったが、完全に動線を区分するなど対応は難しい。	法令上、学校と児童館の敷地を明確に分ける必要があるため、セキュリティも確保できる。

(2) 複合化の手法の定量的な評価

複合化の手法による施設整備に係る費用を比較したところ、単独複合施設とした場合でも、セキュリティの確保の観点から、トイレや図書室などの諸室を共用することができないため、併設複合施設との差異はありませんでした。

(3) 複合化手法の方向性

公共施設最適化基本計画に位置付ける、目標実現に向けた取組の一つとしている複合化については、公共建築物の総量及び維持管理費の抑制の観点から単独複合施設を採用することが望ましいと考えますが、複合化手法の定性的・定量的な評価を踏まえ、市立依知南小学校及び緑ヶ丘小学校と児童館との複合化については、次の理由により併設複合施設とします。

ア 児童館は、児童以外の 18 歳未満の者が学校に立ち入るため、複合化するに当たってセキュリティの確保は重要な課題であり、出入口や動線を区分することについて検討を行ったが、完全に区分することができないため。

イ 単独複合施設を検討する中で、図書室やトイレなどの諸室の共用について検討を行ったが、セキュリティ確保の観点から共用することはできない結果となった。このことから、複合化による施設総量及び維持管理費の抑制につながらないため。

なお、今後についても、次の事項について引き続き検討を行うものとします。

ア 児童数の将来推計に基づく適正な規模で児童館の再整備及び放課後児童クラブや現在検討を進めている多世代交流による地域コミュニティ施設との複合化・集約化について

イ 単独複合施設の採用に向けた諸課題への対応策について

ウ 児童の利便性の向上・放課後の居場所づくりの充実といったメリットを踏まえた、併設複合の実施時期について

施設名称及び建物名		複合化を行う施設 (目標耐用年数)	複合化の手法	複合化の時期
依知南小学校	中央棟	中依知児童館 (R31)	併設複合施設	各児童館の目標耐用年数（更新時期）とする。ただし、各施設の老朽化状況を踏まえた複合化の時期について検討を行う。
	西棟			
緑ヶ丘小学校	東棟	王子児童館 (R20)		
	西棟	緑ヶ丘児童館 (R57)		